

宮崎市開発地給水指導要綱

令和4年3月24日改正

宮崎市上下水道局

宮崎市開発地給水指導要綱

(令和4年3月24日告示第20号)

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市の給水区域内において、次に掲げる法律に準拠して開発又は造成される住宅地等（以下「開発地」という。）に対する給水に関し、その可否決定の基準及び給水を受けようとするもの（以下「開発者」という。）が負担する費用などについて必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 都市計画法
- (2) その他開発に係る法令

(関係法令の遵守)

第2条 開発者は、この要綱、関係法令及び宮崎市開発地水道施設基準等を遵守しなければならない。

- 2 前項の適用に際して明らかでない場合は、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示に従わなければならない。

(未給水地区の定義)

第3条 この要綱に規定する「未給水地区」とは、給水区域内で配水管が布設されていない未整備地区をいう。

(準用)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱を準用する。

- 1 未給水地区の開発地に対する給水

(事前協議)

第5条 開発者は、開発地の給水について、この要綱、宮崎市開発地水道施設基準、開発行為等に係る水道施設の負担金工事取扱要綱及び開発行為等に係る水道施設の譲渡工事取扱要綱に基づき、管理者と事前協議を行い、協議した内容を記載した協議書を作成しなければならない。

- 2 開発者は、開発地の給水に関する水理計算書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合はこの限りではない。

(給水の承認)

第6条 開発者は、給水の承認を受けようとする場合には、管理者に対し給水に関する実施計画書を提出しなければならない。

- 2 次の各号に該当する場合には、給水の承認をしない。
 - (1) 開発地が未給水地区で、当該地区における配水管の布設が完了するまでの期間。
 - (2) 給水量が著しく不足し、給水計画上支障がある場合。
 - (3) 水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないとき。
- 3 開発者は、前条第2項により開発地の計画動水圧が、宮崎市開発地水道施設基準の基準値を

満たさないときは、原則として水道施設（受水槽・ポンプ施設等）を設置しなければならない。

（協定の締結）

第7条 開発者が前条第1項に定める実施計画書を提出し、協議が整った場合は、管理者と開発者は速やかに水道施設の施工に関する協定を締結するものとする。ただし、給水装置工事として施工するものについては、この限りではない。

2 前項に定める協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 工事の名称及び場所
- （2） 施工区分に関する事項
- （3） 完成後における施設等の固定資産の帰属、取得、及びこれの維持管理に関する事項
- （4） その他管理者が必要と認める事項

（水道施設の施設基準）

第8条 水道施設の施設基準は、水道法（昭和32年法律177号。以下「法」という。）第5条その他関係規程に定める施設基準に適合しなければならない。

（施設計画・設計）

第9条 開発地に水道施設を設置する場合、開発者は上下水道設計コンサルタント若しくは同等の能力を有するものが作成して水道施設の計画・設計に関する図書等を管理者に提出しなければならない。

（施工業者の選定基準）

第10条 水道施設の施工業者は、原則として宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例3号。以下「条例」という。）第5条第1項に定める業者で宮崎市の競争入札参加資格者名簿に水道施設工事で登録している業者とし、受水槽・ポンプ施設等の築造がある場合は、Bランク以上の業者とする。ただし、登録がBランク未満であってもA・Bランクと同等以上の施工能力を有すると管理者が認める場合はこの限りではない。

（費用負担）

第11条 開発に必要な水道施設の整備に要する費用は、開発者の負担とする。

2 当該水道施設の整備のために、配水管の布設されていない箇所又は増口径を必要とする箇所の、国や地方公共団体が指定・建設・管理する道路（以下「公道」という。）に配水管等布設工事を要する場合は、開発行為等に係る水道施設の負担金工事取扱要綱の規定の基づき、その費用の全額又は一部を開発者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、開発において設置されることになる公共施設を管理するものと管理者とで費用の負担が調整されているものはこの限りではない。

（工事の計画・設計及び施工）

第12条 開発地の給水に係る工事は、開発者が実施する。ただし、前条第2項に規定するものは、管理者の予算の範囲内で管理者発注工事として施工する。

2 前条第2項に規定する工事において、別表により算出した設計金額が1千万円未満の場合は、開発者が施工するものとする。

但し、国又は県等が行う開発行為については、金額に関わらず開発者が施工するものとする。

3 開発地の給水に係る工事の施工は、原則として開発者がこの要綱に基づき、管理者と締結した協定書及び宮崎市開発地水道施設基準に定める事項を遵守し、施工するものとする。

(固定資産の帰属)

第13条 開発者は、工事の完成後、整備された水道施設を管理者に帰属させるものとする。ただし、給水装置についてはこの限りでない。

2 水道施設用地については、都市計画法第39条及び同法第40条第2項の規定により管理者に帰属するものとする。

3 配水管及び送水管については、開発区域内の道路が公道に編入されることを条件に管理者に帰属するものとする。

(帰属施設の維持管理)

第14条 管理者は、前条の規定により管理者に帰属した施設を適正に維持管理するものとする。

(瑕疵の補修)

第15条 第7条に規定する協定により管理者が維持管理することになった水道施設に瑕疵があったときは、帰属の日から2年間を経過するまでは開発者の負担により補修するものとする。開発者の故意又は重大な過失により損傷が生じた場合は、開発者に対して管理者が損害賠償の請求を行うことができる期間は10年とする。

2 前項の瑕疵による2次災害において、水道施設以外の他の物件に損傷が生じた場合にも、帰属の日から2年間を経過するまでは開発者の負担により補修するものとし、損害賠償の請求を行うことができる期間については同様とする。

(給水装置工事)

第16条 開発者は、給水装置工事を行うときは、宮崎市水道事業給水条例に基づき手続きするものとする。

(給水装置の取得及び保守管理)

第17条 開発者は、工事の完成後、当該開発地の所有者又は入居者に対し、給水装置を取得させて、その後の保守管理にあたらせるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別途定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに「同意・協議書」を締結しているものは従前の例による。